

電気用品の技術基準の解説

現状解説（解説本 第16版 515ページ）	改訂した解説	理由
別表第八1（3）部品及び付属品 （解説）1.～4.（省略） 5. へ項において、 <u>(1)～(3)（省略）</u>	別表第八1（3）部品及び付属品 （解説）1.～4.（省略） 5. へ項において、 <u>(1)～(3)（省略）</u> <u>(4) プログラム制御によって「恒温槽に入れ、温度を1分間に1℃の割合で上昇させて開路させる操作」での試験をすることができないものにあつては、最終製品に組み込まれた状態で、開路させる。</u>	近年増えてきたプログラム制御の自動スイッチにおいては、温度検知だけではなく、通電率制御及びタイマー制御等によって、温度上昇率や加熱時間も併せて監視するものがあり、そのような自動スイッチは規定の条件（1℃/分の割合の温度変化）では、エラー停止して試験が実施できないことがあるため、その場合の条件を明確にする。

（当該部解釈）

別表第八1（3）部品及び付属品

へ 温度により動作する自動スイッチは、別表第四1（1）並びに（2）イ、ホ、へ、チ、ヌ及びヲ並びに別表第四附表第四1の規定に適合するほか、次に適合すること。

（イ）自動スイッチが接続される回路の電圧に等しい電圧を加え、その回路の最大使用電流に等しい電流を通じ、加熱して回路を開く操作を1,000回行ったとき、各部に異状を生ぜず、かつ、温度過昇防止用以外のものにあつては、電流を通じないで、開路及び閉路する操作をそれぞれ4,000回行ったとき、各部に異状を生じないこと。

（ロ）（イ）に規定する試験の前後において、恒温槽に入れ、温度を1分間に1℃の割合で上昇させて開路させる操作を15回行い、開路した時の温度（第1回から第5回までの操作における温度を除く。）を温度計法により測定したとき、次の表に適合すること。

種別		許容範囲
開閉試験前	温度過昇防止用	開路した時の温度の平均値が設定温度に対して±15℃以内
	その他のもの	開路した時の温度の平均値が設定温度に対して±10℃以内
開閉試験後		開路した時の温度の平均値が、開閉試験前に測定したその値に対して設定温度が100℃未満のものにあつては±5℃以内、100℃以上のものにあつては±5%以内